

## 教育委員会定例会日程

平成26年11月27日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 報告事項

- (1) 小田原市学区審議会への諮問及び同審議会からの答申について

(資料1 教育総務課)

### 5 議事

#### 日程第1

#### 議案第28号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

#### 日程第2

#### 報告第9号

事務の臨時代理の報告(平成26年12月補正予算)について

(教育部・子ども青少年部)

### 6 報告事項

- (2) 平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況について (資料2 教育指導課)

- (3) 小田原市いじめ防止基本方針の策定について (資料3 教育指導課)

### 6 その他

### 7 閉 会



教指第 87 号

平成 26 年 11 月 17 日

小田原市学区審議会長 様

小田原市教育委員会

通学区域の一部改正について（諮問）

本市では、学校教育法施行細則に定める通学区域をもって、就学予定者に対し、就学すべき小学校又は中学校の指定を行っています。このような中、地域住民からの要望を受けた自治会から同細則に定める通学区域の変更を求める要望書が市教育委員会に提出されました。

変更を求められている地区（成田 45～48 番地）は、住宅地の開発が進む中で、同時期に売り出された一連の分譲地でありながら、現状では通学区域が 2 つに分断されているため、地域住民は、学区を該当の一連の分譲地を含む自治会の区域に合わせて変更することを望んでいます。

教育委員会といたしましては、要望書の内容を尊重するとともに、本案件の場合、学区を自治会の区域に合わせる事が、地域のコミュニティを作っていく上で、また子供会活動や防災訓練等の自治会活動を踏まえた上でも適切ではないかと考えております。

そこで、「通学区域の一部改正について」貴審議会の意見を求めます。合わせて、学校教育法施行細則に反映されていない地番等がありその整備を図る必要が生じていることから貴審議会の意見を求めます。

さらに、これまで通学区域を変更する事案は全て学区審議会にはかっておりましたが、今回に類似するような軽微な案件については、教育委員会で学区を改正してよろしいか意見を求めます。

審議事項

- (1) 成田 45 番地から 48 番地の通学区域の改正について  
豊川小・千代中学区⇒矢作小・鴨宮中学区へ
- (2) 学校教育法施行細則の整備事項について
- (3) 軽微な通学区域の改正について

[担当 教育指導課 田村 33-1683]



平成26年11月27日

小田原市教育委員会 様

小田原市学区審議会  
会長 木村 秀昭



通学区域の一部改正について（答申）

平成26年11月17日付、教指第87号をもって、貴教育委員会から「通学区域の一部改正について」諮問を受けた。

本審議会では地域住民の意見要望等を踏まえ審議した結果、次のとおり答申する。

1 成田45番地から48番地の通学区域の改正について

通学区域を異にする土地を分譲住宅地として一団で開発された本件については、地域自治会との協議が終了し、既に自治会の区域が変更されていることから、当該土地の通学区域を「矢作小学校、鴨宮中学校」に変更することが適当であるとの結論に達した。

2 学校教育法施行細則の整備事項について

通学区域を定める学校教育法施行細則別表に記載された地番と実際の地番との間に差異が生じている箇所について整合を図ることは、必要な措置であり、適当であるとの結論に達した。

3 軽微な通学区域の改正について

一定規模以下の宅地開発による学区の変更、分合筆による新たに生じた地番への対応等について、学区審議会の議を経ずに処理することは、通学する子供たちや保護者の不安の解消、負担の軽減等を考慮して適当であるとの結論に達した。具体的な適用除外要件を添付する。

なお、学区審議会に付議しない変更にあつては、子供及び保護者、地域のいづれにも不利益が生じないよう地域住民の意見を十分に聞き取ることとの附帯意見が出された。

1 通学区域を設定する場合

- (1) 現に住宅が存在せず、学校教育法施行細則（昭和30年教育委員会規則第3号）別表に設定されていない土地に新たに住宅が建ち、新たに住所（住居表示実施地区にあつては街区符号又は住居番号。以下「住所等」という。）が付されたことにより、同表に設定する必要が生じた場合
- (2) 教育委員会が保有する通学区域を示す図面から、設定すべき通学区域が明白な土地において、分合筆により新たに住所等が付された場合

2 通学区域を変更する場合

- (1) 複数の通学区域に掛かる開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第1号に該当する500平方メートル未満のものに限る。）により造成された宅地において、いずれかの通学区域を選択することにより、他の通学区域に設定された住所等を変更する場合  
この場合において、変更後は、通学区域と自治会の区域との合致を条件とすることから、当該宅地に居を構える者及び当該宅地の属する自治会の同意を得なければならない。
- (2) 既存の自治会の区域と通学区域との整合を図る場合  
この場合において、対象とする区域はおおむね5軒程度の戸数を一団とした区域に限るとともに、自治会の区域又は通学区域のいずれかが変更されることから、当該区域に居を構える者及び当該区域の属する自治会の同意を得なければならない。



議案第 28 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第5条関係）

（略）

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
（略）	
新玉小学校	栄町一丁目17番1号～6号、18番1号～5号、20番 栄町二丁目12番16号～45号、13番28号～58号、14番、15番 栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、11番16号～19号、15番～18番、19番3号～32号、20番～22番 栄町四丁目 中町一丁目1番19号、2番1号、21号、22号 中町三丁目 浜町一丁目1番、5番～8番、9番1号～18号、24号～32号、10番18号、19号、11番～16番 浜町二丁目 浜町四丁目
足柄小学校	扇町一丁目15番7号～30号、扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 814番地～913番地、1,018番地 井細田（616番地を除く。） 多古（391番地～393番地を除く。） 久野77番地～79番地、81番地～83番地、85番地、86番地、138番地、139番地、148番地、153番地～161番地、 <u>164番地</u> ～196番地、165番地、169番地、184番地～196番地、198番地～212番地、247番地、249番地～297番地、299番地～312番地、314番地～395番地、402番地～469番地、474番地～619番地、632番地、653番地、 <u>655番地</u> ～660番地、667番地～681番地、690番地～692番地、701番地～713番地、726番地、732番地、734番地～751番地、754番地～765番地、767番地～769番地、789番地、791番地～798番地、881番地～886番地、1,018番地～1,029番地、

	1, 030番地の一部
芦子小学校	栄町三丁目8番15号 中町一丁目9番、12番～14番、15番1号～4号、5号の一部、6号～15号、城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番 城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番（1号～9号を除く。） 扇町一丁目1番～14番、15番1号～6号、31号～40号、16番～46番 緑荻窪 谷津 池上 井細田616番地 久野1番地～76番地、80番地、84番地、87番地～137番地、140番地～147番地、149番地～152番地、162番地、163番地、166番地～168番地、170番地～183番地、197番地、213番地～246番地、248番地、298番地、470番地～473番地、620番地～631番地、633番地～652番地、 <u>654番地</u> 、661番地～666番地、687番地～689番地、693番地～700番地、1, 859番地～1, 922番地
	(略)
富水小学校	扇町六丁目51番地～63番地、914番地～917番地、1, 055番地～1, 068番地 多古391番地～393番地 蓮正寺254番地の一部、255番地～294番地、295番地の2、315番地、317番地～340番地、750番地～758番地、760番地～776番地、799番地～807番地、829番地～1, 054番地 飯田岡2番地の1、3番地～34番地、46番地～ <u>72番地</u> 、 <u>78番地の2</u> 、 <u>78番地の16</u> ～ <u>18</u> 、79番地～83番地、97番地～111番地、133番地～660番地 堀之内317番地～327番地 柳新田42番地～48番地、50番地の3 小台1番地～59番地、352番地～358番地 新屋26番地～39番地、44番地～143番地、206番地～212番地、264番地～280番地、 <u>282番地</u> 府川 北ノ窪 清水新田1番地～126番地、134番地の2、135番地の2、135番地の6、136番地～301番地 穴部 穴部新田
	(略)



下府中小学校	<p>中里 鴨宮 3番地、4番地の一部、5番地の一部、6番地～29番地、36番地～40番地、129番地～143番地、147番地～162番地、163番地の一部、164番地～233番地、239番地～252番地、266番地～286番地、303番地～306番地、309番地、310番地、<u>666番地の3、666番地の5、666番地の6、666番地の8</u> 下新田 262番地～264番地 酒匂924番地～944番地、954番地～996番地、1,040番地～1,055番地、1,122番地～1,129番地、1,374番地～1,442番地、1,444番地 前川1番地～245番地 1,580番地～1,595番地</p>
(略)	
東富水小学校	<p>蓮正寺1番地～253番地、254番地の一部、295番地の一部、296番地～314番地、316番地、341番地～749番地、759番地、777番地～798番地、808番地～828番地 中曽根 飯田岡1番地、2番地の2、35番地～45番地、70番地の1、<u>73番地～77番地、78番地の1、78番地の6～15、78番地の19、78番地の21～23、</u>84番地～96番地、112番地～132番地 堀之内1番地～126番地、136番地～209番地、242番地～261番地、<u>414番地～416番地、436番地～439番地、441番地～459番地</u> 栢山1,044番地～1,076番地、1,135番地、1,136番地、1,140番地</p>
(略)	
矢作小学校	<p>下堀 矢作 鴨宮1番地、2番地、4番地の一部、5番地の一部、163番地の一部、234番地～238番地、253番地～265番地、287番地～302番地、307番地、308番地、311番地、<u>665番地、666番地の1、666番地の11、667番地</u>～905番地、1,016番地～1,040番地、1,056番地～<u>1,061番地</u> 上新田 中新田1番地～22番地、243番地～340番地、362番地～365番地 下新田147番地～153番地、162番地～174番地、180番地～233番地 飯泉60番地～<u>493番地</u> 成田45番地～48番地</p>

報徳小学校	堀之内 1 2 7 番地～1 3 5 番地、2 1 0 番地～2 4 1 番地、 2 6 2 番地～3 1 6 番地、3 2 8 番地～4 1 3 番地、4 1 7 番地 ～4 3 5 番地、4 4 0 番地 柳新田（4 2 番地～4 8 番地、 5 0 番地の 3 を除く。） 小台（1 番地～5 9 番地、3 5 2 番地 ～3 5 8 番地を除く。） 新屋 1 番地～2 5 番地、4 0 番地～ 4 3 番地、1 4 4 番地～2 0 5 番地、2 1 3 番地～2 4 8 番地 清水新田 1 2 7 番地～1 3 4 番地の 1、1 3 5 番地の 1、 1 3 5 番地の 4、1 3 5 番地の 5 栢山 2、1 4 4 番地、 2、1 4 5 番地、2、1 4 9 番地の 2、2、1 5 0 番地～ 2、1 9 6 番地、2、2 8 9 番地、2、2 9 0 番地、2、2 9 5 番地～2、3 3 7 番地、2、8 9 4 番地～2、9 1 0 番地、 2、9 5 2 番地～2、9 9 5 番地、3、0 1 7 番地～ 3、0 5 0 番地、3、0 5 2 番地、3、0 5 3 番地、3、0 7 2 番地～3、3 0 0 番地、3、3 0 8 番地の 2～3、3 1 9 番地、 3、3 3 9 番地～3、5 6 2 番地、3、5 8 3 番地～3、5 9 4 番地、3、9 5 1 番地～3、9 9 6 番地
豊川小学校	飯泉（6 0 番地～4 9 8 番地を除く。） 成田（4 5 番地～4 8 番地を除く。） 桑原
(略)	

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
(略)	
白山中学校	足柄小学校の通学区域 芦子小学校の通学区域のうち栄町三丁目 8 番 1 5 号 中町一丁目 9 番、1 2 番～1 5 番 扇町一丁目 5 番 2 号～2 3 号、6 番 1 0 号～4 7 号、7 番～1 4 番、1 5 番 1 号 ～6 号、3 1 号～4 0 号、1 6 番～4 6 番 荻窪（3 9 2 番地を 除く。） 池上 井細田 6 1 6 番地 久野 久野小学校の通学区 域
(略)	
鴨宮中学校	下府中小学校の通学区域 矢作小学校の通学区域 豊川小学校の 通学区域のうち飯泉
(略)	

改正前

別表（第5条関係）

（略）

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
（略）	
新玉小学校	栄町一丁目17番1号～6号、18番1号～5号、20番 栄町二丁目12番16号～45号、13番28号～58号、14番、15番 栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、11番16号～19号、15番～18番、19番3号～32号、20番～22番 栄町四丁目 中町一丁目1番19号、2番1号、21号、22号、 <u>15番4号</u> 中町三丁目 浜町一丁目1番、5番～8番、9番1号～18号、24号～32号、10番18号、19号、11番～16番 浜町二丁目 浜町四丁目
足柄小学校	扇町一丁目15番7号～30号、 <u>扇町二丁目～扇町五丁目</u> 扇町六丁目814番地～913番地、1,018番地 井細田（616番地を除く。） 多古（391番地～393番地を除く。） 久野77番地～79番地、81番地～83番地、85番地、86番地、138番地、139番地、148番地、153番地～161番地、 <u>164番</u> ～196番地、165番地、169番地、184番地～196番地、198番地～212番地、247番地、249番地～297番地、299番地～312番地、314番地～395番地、402番地～469番地、474番地～619番地、632番地、653番地～660番地、667番地～681番地、690番地～692番地、701番地～713番地、726番地、732番地、734番地～751番地、754番地～765番地、767番地～769番地、789番地、791番地～798番地、881番地～886番地、1,018番地～1,029番地、1,030番地の一部
	栄町三丁目8番15号 中町一丁目9番、12番～14番、15番1号～4号、5号の一部、6号～15号、城山一丁目6番52

<p>芦子小学校</p>	<p>号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番 城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番（1号～9号を除く。） 扇町一丁目1番～14番、15番1号～6号、31号～40号、16番～46番 緑荻窪 谷津 池上 井細田616番地 久野1番地～76番地、80番地、84番地、87番地～137番地、140番地～147番地、149番地～152番地、162番地、163番地、166番地～168番地、170番地～183番地、197番地、213番地～246番地、248番地、298番地、470番地～473番地、620番地～631番地、633番地～652番地、<u>654番地の1</u>、661番地～666番地、687番地～689番地、693番地～700番地、1, 859番地～1, 922番地</p>
<p>(略)</p>	
<p>富水小学校</p>	<p>扇町六丁目51番地～63番地、914番地～917番地、1, 055番地～1, 068番地 多古391番地～393番地 蓮正寺254番地の一部、255番地～294番地、295番地の2、315番地、317番地～340番地、750番地～758番地、760番地～776番地、799番地～807番地、829番地～1, 054番地 飯田岡2番地の1、3番地～34番地、46番地～<u>69番地</u>、<u>70番地の2</u>、<u>71番地</u>、<u>72番地の1</u>、79番地～83番地、97番地～111番地、133番地～660番地 堀之内317番地～327番地 柳新田42番地～48番地、50番地の3 小台1番地～59番地、352番地～358番地 新屋26番地～39番地、44番地～143番地、206番地～212番地、264番地～280番地 府川北ノ窪 清水新田1番地～126番地、134番地の2、135番地の2、135番地の6、136番地～301番地 穴部 穴部新田</p>
<p>(略)</p>	
	<p>中里 鳴宮3番地、4番地の一部、5番地の一部、6番地～29番地、36番地～40番地、129番地～143番地、147番地～162番地、163番地の一部、164番地～233番地、</p>

下府中小学校	239番地～252番地、266番地～286番地、303番地～306番地、309番地、310番地 下新田262番地～264番地 酒匂924番地～944番地、954番地～996番地、1,040番地～1,055番地、1,122番地～1,129番地、1,374番地～1,442番地、1,444番地 前川1番地～245番地 1,580番地～1,595番地
(略)	
東富水小学校	蓮正寺1番地～253番地、254番地の一部、295番地の一部、296番地～314番地、316番地、341番地～749番地、759番地、777番地～798番地、808番地～828番地 中曾根 飯田岡1番地、2番地の2、35番地～45番地、70番地の1、 <u>72番地の2、73番地～78番地</u> 、84番地～96番地、112番地～132番地 堀之内1番地～126番地、136番地～209番地、242番地～261番地、436番地～439番地、441番地～ <u>459番地</u> 、 <u>栢山1,044番地</u> ～1,076番地、1,135番地、1,136番地、1,140番地
(略)	
矢作小学校	下堀 矢作 鴨宮1番地、2番地、4番地の一部、5番地の一部、163番地の一部、234番地～238番地、253番地～265番地、287番地～302番地、307番地、308番地、311番地～905番地、1,016番地～1,040番地、1,056番地～ <u>1,061番地</u> 、 <u>上新田</u> 中新田1番地～22番地、243番地～340番地、362番地～365番地 下新田147番地～153番地、162番地～174番地、180番地～233番地 飯泉60番地～ <u>493番地</u>
	堀之内127番地～135番地、210番地～241番地、262番地～316番地、328番地～435番地、440番地 柳新田(42番地～48番地、50番地の3を除く。) 小台(1番地～59番地、352番地～358番地を除く。) 新屋1番地～25番地、40番地～43番地、144番地～205番地、213番地～248番地 清水新田127番地～134番地の1、135番地の1、135番地の4、135番地の5 栢山

報徳小学校	2, 144番地、2, 145番地、2, 149番地の2、 2, 150番地～2, 196番地、2, 289番地、2, 290 番地、2, 295番地～2, 337番地、2, 894番地～ 2, 910番地、2, 952番地～2, 995番地、3, 017 番地～3, 050番地、3, 052番地、3, 053番地、 3, 072番地～3, 300番地、3, 308番地の2～ 3, 319番地、3, 339番地～3, 562番地、3, 583 番地～3, 594番地、3, 951番地～3, 996番地
豊川小学校	飯泉（60番地～498番地を除く。） 成田 桑原
(略)	

## 2 中学校通学区域

学校名	通学区域
(略)	
白山中学校	足柄小学校の通学区域、芦子小学校の通学区域のうち栄町三丁目 8番15号 中町一丁目9番、12番～15番 扇町一丁目5番 2号～23号、6番10号～47号、7番～14番、15番1号 ～6号、31号～40号、16番～46番 荻窪（392番地を 除く。） 池上 井細田616番地 <u>久野1番地～76番地、</u> <u>80番地、84番地、87番地～137番地、140番地～</u> <u>147番地、149番地～152番地、162番地、163番地、</u> <u>166番地～168番地、170番地～183番地、197番地、</u> <u>213番地～246番地、248番地、298番地、470番地</u> <u>～473番地、620番地～631番地、633番地～652番</u> <u>地、654番地の1、661番地～666番地、687番地～</u> <u>689番地、693番地～700番地、1, 859番地～</u> <u>1, 922番地</u> 久野小学校の通学区域
(略)	
鴨宮中学校	下府中小学校の通学区域のうち中里 鴨宮3番地、4番地の一部、 <u>5番地の一部、6番地～29番地、36番地～40番地、129</u> <u>番地～143番地、147番地～162番地、163番地の一部、</u> <u>164番地～233番地、239番地～252番地、266番地</u> <u>～286番地、303番地～306番地、309番地、310番</u> <u>地</u> 下新田262番地～264番地 酒匂924番地～944番

地、954番地～996番地、1,040番地～1,055番地、 1,122番地～1,129番地、1,374番地～1,442 番地、1,444番地 前川1番地～245番地、1,580番 地～1,595番地 矢作小学校の通学区域 豊川小学校の通学 区域のうち飯泉
--

(略)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正前の学校教育法施行細則別表に定める区域に住所の存する者に係る同規則第5条第1項（同規則第6条において準用する場合を含む。）の規定によるこの規則の施行の日において就学すべき小学校及び中学校の指定は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の学校教育法施行細則別表の規定の例により行うことができる。

## 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

### [改正理由]

小田原市学区審議会の答申を踏まえ、通学区域を変更する等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 通学区域の変更（別表関係）

成田45番地から48番地までの区域において就学すべき小学校及び中学校を次のとおり変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
小学校	矢作小学校	豊川小学校
中学校	鴨宮中学校	千代中学校

#### 2 その他

地番の変更等に伴う所要の整備を行うこととする。

### [適 用]

平成27年4月1日



報告第9号

事務の臨時代理の報告（平成26年12月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、平成26年12月補正予算について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年11月27日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

平成26年12月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項)使用料 (目)教育使用料	▲6,549	<u>公立幼稚園就園奨励費歳入還付</u>
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	10,400	<u>私立幼稚園就園奨励費補助金(1/3)</u>
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	2,183	<u>公立幼稚園就園奨励費補助金(1/3)</u>
合計	6,034	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	34,957	<u>幼稚園教育推進経費</u> 私立幼稚園等就園奨励費補助金	10,400			24,557
(項)小学校費 (目)学校管理費	0	<u>学校給食調理委託料</u> <u>(債務負担行為設定分)</u>				0
(項)中学校費 (目)教育振興費	3,770	<u>中学校教育環境充実経費</u> 準要保護生徒援助費 (学用品費・学校給食費・医療費・眼鏡費)				3,770
(項)社会教育費 (目)諸施設費	1,910	<u>体験・交流学习経費</u> 塔ノ峰青少年の家管理運営事業 アスベスト等含有調査委託料				1,910
合計	40,637		10,400			30,237

(繰越明許費補正)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	塔ノ峰青少年の家管理運営事業	1,910

(債務負担行為補正)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理委託料	平成 26 年度	0
	平成 27 年度	100,054
	平成 28 年度	100,054
	平成 29 年度	100,054
	計	300,162

資料2

平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況

平成26年11月2日現在

幼稚園名	総定員 A	4歳児定員 B	願書配布数	入園申込者数			4歳児定員に 対する割合 (%) C/B	5歳児見込 D	H27園児見込 総数 C+D=E	総定員に對 する割合(%) E/A	旧通園区域(小学校区)
				旧通園区域内	旧通園区域外	合計 C					
酒匂幼稚園	210	105	51	42	4	46	43.8	50	96	45.7	酒匂、富士見
東富水幼稚園	140	70	44	39	1	40	57.1	48	88	62.9	富水、東富水
前羽幼稚園	70	35	8	6	2	8	22.9	12	20	28.6	前羽
下中幼稚園	140	70	24	22	0	22	31.4	17	39	27.9	下中
矢作幼稚園	140	70	61	47	5	52	74.3	58	110	78.6	矢作、豊川、下府中
報徳幼稚園	70	35	30	27	1	28	80.0	33	61	87.1	桜井、報徳
計	770	385	218	183	13	196	50.9	218	414	53.8	

(参考)過去3年間の応募状況

幼稚園名	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	4歳児定員 A	願書配布数	入園数 B	4歳児定員に 対する割合 (%) B/A	4歳児定員 A	願書配布数	入園数 B	4歳児定員に 対する割合 (%) B/A	4歳児定員 A	願書配布数	入園数 B	4歳児定員に 対する割合 (%) B/A
酒匂幼稚園	105	50	48	45.7	105	60	63	60.0	105	46	47	44.8
東富水幼稚園	70	58	57	81.4	70	47	50	71.4	70	43	48	68.6
前羽幼稚園	35	11	13	37.1	35	13	14	40.0	35	12	12	34.3
下中幼稚園	70	25	24	34.3	70	29	29	41.4	70	16	18	25.7
矢作幼稚園	70	70	64	91.4	70	72	70	100.0	70	60	58	82.9
報徳幼稚園	35	27	24	68.6	35	32	32	91.4	35	34	35	100.0
計	385	241	230	59.7	385	253	258	67.0	385	211	218	56.6

## 小田原市いじめ防止基本方針について

## 1 基本方針の構成及び内容

## Ⅰ 基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本認識
- 3 いじめ対策の基本理念
- 4 いじめ防止に関する対策の基本的な考え方

## Ⅱ 基本的施策・措置

- 1 市が実施する施策・措置、学校が実施する措置

- (1) 未然防止のための措置 . . . . . 資料 3 - 3
- (2) 早期発見早期解決のための措置 . . . . . 資料 3 - 3

## Ⅲ 重大事態への対処 . . . . . 資料 3 - 3

- 1 いじめの重大事態
- 2 市教育委員会又は学校による対処
- 3 地方公共団体の長による再調査等

## Ⅳ いじめ防止等を推進する体制

- 1 学校におけるいじめ防止等のための組織 [各学校]
- 2 小田原市いじめ問題対策連絡会 [教育指導課]
- 3 小田原市いじめ防止対策調査会 [教育総務課]
- 4 小田原市いじめ問題再調査会 [人権・男女共同参画課]

## 2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

## 3 今後のスケジュール

平成 26 年 11 月 教育委員会定例会で報告 (11/27)  
 12 月 市議会 12 月定例会 厚生文教常任委員会で報告 (12/4)  
 平成 27 年 2 月 市議会 3 月定例会に関連議案の提出

## 参考 (これまでの経過)

- (1) 検討委員会及び作業部会 5 月から 11 月 (7 回実施)
- (2) 関係諸団体への意見聴取 7 月から 8 月 (12 団体 121 件)
- (3) パブリックコメント実施 9 月から 10 月 (1 件)
- (4) 中間報告等
  - ア 市長への報告 (9/4)
  - イ 教育委員会定例会への報告 (5/20、6/17、8/28、10/30)
  - ウ 厚生文教常任委員会への報告 (9/8)
- (5) 理事者協議 (11/17)

# 小田原市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 1 2 月

小田原市

# 小田原市いじめ防止基本方針

## 〈目 次〉

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応・早期解決		
(4) 家庭との連携		
(5) 関係機関との連携		
(6) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	6
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) いじめの早期解決のための措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) いじめの早期解決のための措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		

III 重大事態への対処 ----- 12

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生 の 報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

IV いじめ防止等を推進する体制 ----- 16

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関



## はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子供の健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にする小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

今回、小田原市では、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子供たちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定します。

# 1 基本的な考え方

## 1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

## 2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子供に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子供も大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供も含めた所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃より多くの大人目で子供を見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

## 3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子供が地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子供と大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子供がいじめを行わず、子供も大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子供たちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切に  
する心をはぐくむ教育活動の充実に取組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全  
体で子供を見守ります。そのために、子供に関わる全ての大人がいじめを正しく  
理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができる  
よう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づ  
くりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子供た  
ちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力をはぐくむことが大切です。

#### 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防  
止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、  
「早期解決」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、  
家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

##### (1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子供の発達段階に応じた道徳観や規範意識等を伝え、“い  
のちを大切にする心”や“他者を思いやる気持ち”をはぐくむことが重要で  
す。
- 子供たちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意  
識できることが大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれ  
あう機会を充実させるとともに、大人は子供の育ちに関心を持ち、支えてい  
く姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子供たち一人一人に、豊かな情操や道徳心  
と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の  
思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の  
育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当  
事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」  
を教え、子供たちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会  
を設けることが重要です。

##### (2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、

適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。

- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子供をいじめから守り、子供のいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

### (3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が情報を抱え込むことのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子供の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

### (4) 家庭との連携

- 家庭は、子供一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から子供とコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、“いのちを大切に作る心”や“他者を思いやる気持ち”をはぐくむために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子供を守るという強い姿勢を示すとともに子供に寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

**(5) 関係機関との連携**

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

**(6) 地域との連携**

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子供たちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

## II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県いじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

### 1 市が実施する施策・措置

#### (1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり」\*1を推進します。
- 人間の生命がかげがえのないものであることを伝え、いのちを大切にする心や、他人を思いやる心をはぐくむため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「ネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子供に関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。

\*1 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子供の学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置 (法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係)

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー\*2、ハートカウンセラー\*3 の学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(3) いじめの早期解決のための措置 (法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係)

- 学校からいじめの報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度\*4 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

\*2 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

\*3 ハートカウンセラー：児童や保護者の心の悩みの相談相手として、市が小学校に派遣する相談員

\*4 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 1 日から運用開始。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第17条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業\*5 や地域総ぐるみで子供を見守り育てるスクールコミュニティ\*6 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神をはぐくむため、「おだわらっ子の約束」\*7 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

(5) その他（法第10条、法第34条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」にて年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

\*5 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにする事で、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

\*6 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子供を見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報誌を発信する「地域の子供活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。

\*7 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子供たちに身につけてほしいしつけや生活規範を10の項目にまとめたもの。平成19年1月制定。



## 2 学校が実施する措置

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容等を定めます。

いじめの防止等には地域ぐるみで取組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直します。

また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取組みます。

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

### (2) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性をはぐくむとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考えて行動できるよう指導・支援に努めます。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- スクールボランティア\*8の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「ネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

\*8 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

**(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）**

- 「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 児童・生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にネットいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

**(4) いじめの早期解決のための措置（法第 22 条及び法第 23 条関係）**

- いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害の児童・生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「ネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

**(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）**

- P T A との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。

- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子供がいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

**(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）**

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取組みます。
- 「ネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「ネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取組みます。

**(7) 地域との連携（法第 17 条関係）**

- 青少年育成関係団体や学校評議員会、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子供たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校評議員会\*9 での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

\*9 学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校評議員は市教育委員会が委嘱する。

### III 重大事態への対処

#### 1 いじめの重大事態

---

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合  
(例)
- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）
- 児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

#### 2 市教育委員会又は学校による対処

---

(1) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生時の報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

#### ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

#### イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

### (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

### (4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

### **3 地方公共団体の長による再調査等**

---

#### **(1) 再調査の実施**

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

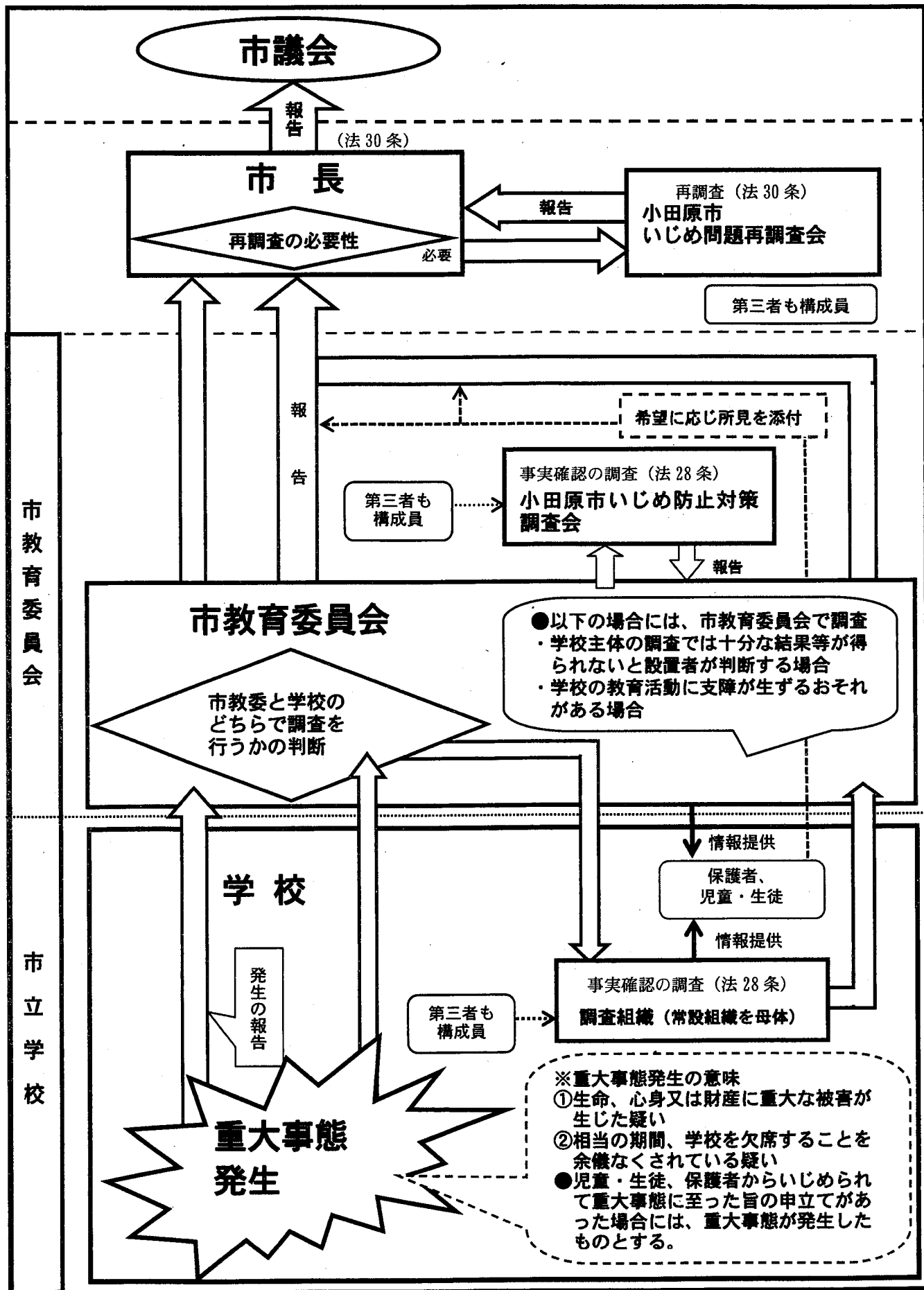
#### **(2) 調査結果の報告**

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

#### **(3) 再調査の結果を踏まえた措置**

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



## IV いじめ防止等を推進する体制

### 1 学校におけるいじめの防止等のための組織

---

#### (1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。

#### (2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター\*10、スクールカウンセラー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

#### (3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

\*10 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、課題解決に向けた推進役となる教員のこと。



## **2 小田原市いじめ問題対策連絡会**

---

### **(1) 連絡会の設置**

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

### **(2) 連絡会の構成員**

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

### **(3) 連絡会の役割**

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

## **3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関**

---

### **(1) 調査会の設置**

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、法第28条第1項の規定により、市立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う際には、必要に応じて本調査会を開設します。

### **(2) 調査会の構成員**

いじめ防止対策調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

### **(3) 調査会の役割**

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

#### 4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

(1) 再調査会の設置

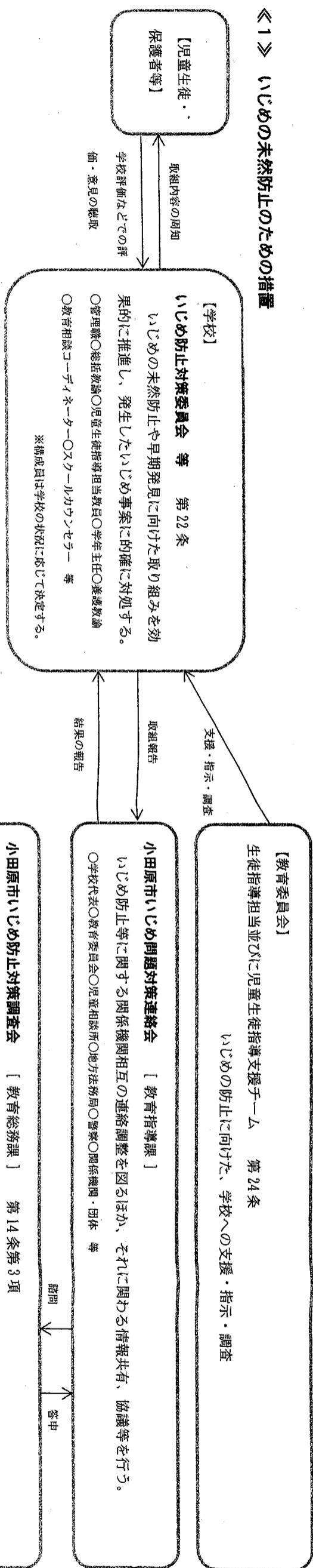
学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

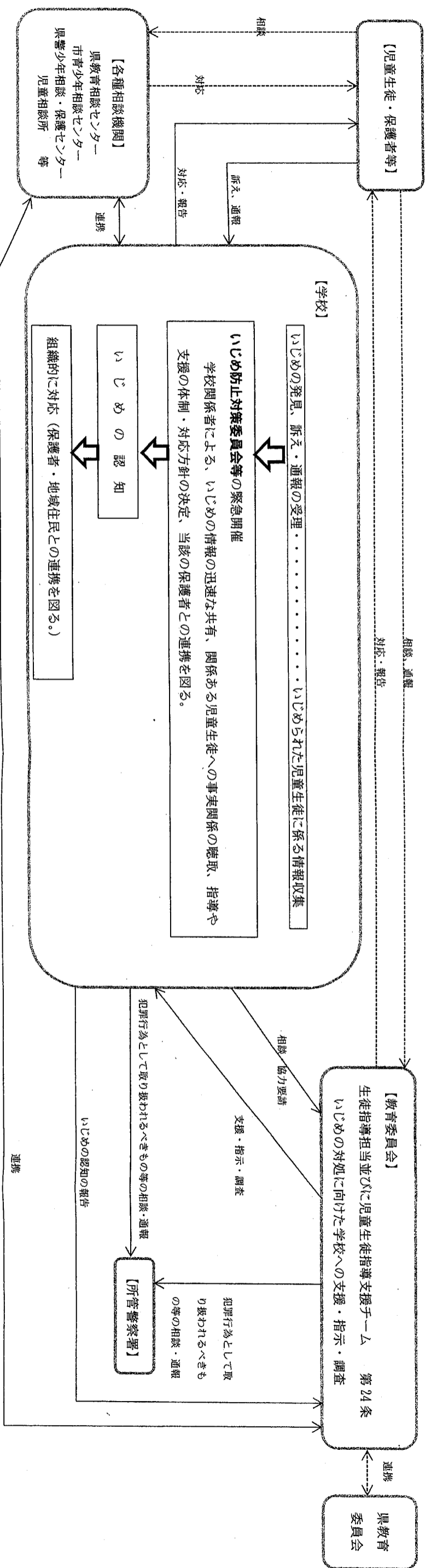
小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。



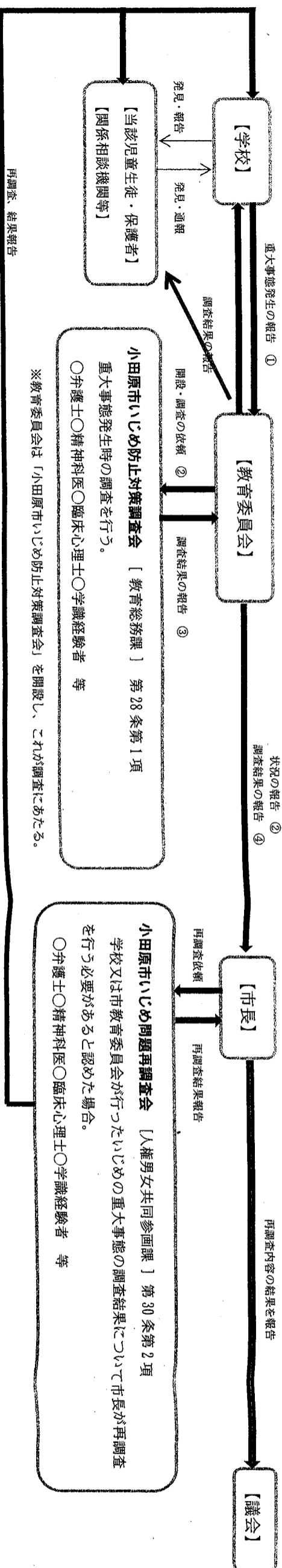
《1》 いじめの未然防止のための措置



《2》 いじめの早期発見・早期解決のための措置



《3》 重大事態への対処



## 小田原市いじめ防止基本方針(案) について

### 関係各種団体や協議会及び市民の方からいただいたご意見（抜粋）

#### ●「Ⅰ 基本的な考え方」について

- ・学校、家庭、地域全体は子供を毎日見守り、子供の変化に気づくことが必要である。
- ・加害者のみならず傍観者もまたいじめに準ずるもので許されない行為だということを社会全体で認識し、指導していくことが大切。
- ・市の基本理念でもある「いのちを大切にす小田原」に基づき、社会全体で取り組むことが必要。
- ・家庭では日頃からいじめを受けたらどのような気持ちになるか、相手にしたらどういう気持ちになるかを話し合うことが大切である。
- ・子供たちからの SOS を学校・家庭・地域で見逃さないことにつきると思う。
- ・まずは大人同士（教師・地域・家族）が思いやりを持って良い人間関係の見本となるべきでそういった環境づくりが大切、という視点の記述があっても良いか。
- ・いじめは子供の問題として扱われることが多いが、昨今大きな問題となる要因は、大人の中にあると思う。まず子供をとりまく大人から自らを省みる必要がある。幼児期の子供を持つ大人たちからの啓発教育が必要ではないかと思う。
- ・子供は大人の鏡である。このような社会状況での健全育成は困難を伴うが、大人が模範を示せる生き方をしていくことが第一である。
- ・いじめの定義では、客観性よりもいじめを受ける側のことを重視しており評価できる。
- ・憲法で保障されている人権の尊重を根底に置いて、大人から子供までに通用する理念を提示してほしい。
- ・いじめをしない、させないためにいじめの早期発見と認識の向上、各機関の速やかな対応と連携が必要。
- ・未然防止や早期対応のために、市、学校、家庭、地域、関係機関との連携が必要だと思うが、それぞれで話し合いの回数を増やす必要がある。

#### ●「Ⅱ 基本的施策・措置」

##### 1 市が実施する施策・措置について

- ・「おだわらっ子の約束」を子供の健全な育成のために推進していくことをめざしてほしい。
- ・いじめは絶対に許されない行為であるという教育、相手を思いやる心の大切さを伝えてほしい。
- ・ある地区で子育てひろばを行っており、始まる前に「おだわらっこの約束」の歌から始めている。
- ・これからも教育現場に足を運び取組みにあたってほしい。
- ・ママパパ学級の後など、親が学ぶ機会を作してほしい。学びを通して孤独な親を作らないこと、誰もが相談できる体制を作りたい。
- ・いじめの連絡が入った場合、迅速に当事者・関係者に連絡をとり、解決に向けて学校等に指示指導する。本人保護者へは「解決・安心」を約束する。
- ・将来的にも一番大切なことは「未然防止」だと思う。
- ・継続的、系統的な関わりは大切だと思う。幼保・小・中の一体教育を充実させてほしい。
- ・子どもも主体となる方法をより具体的に研究し、投げかけてほしい。
- ・市は、この方針がまとまったら早急に実施してほしい。子供に寄り添う組織であってほしい。
- ・教師の教育とささいないじめでも訴えを聞いてくれる窓口が大切。
- ・行政は、子供たちの教育・環境のために惜しみなく予算を投入し、未来を担う人材育成に努めてほしい。

- ・道徳教育だけでなく、情緒教育、芸術、自然に触れ、いのちの大切さを体感できる機会を。
- ・地域活動の見直し。自治会離れの進む中で、なぜ自治会や子ども会から離れていくのか地域で考えていく必要がある。
- ・幼児の保護者に対する教育、子育てに迷い、子供の友達関係にとまどう親世代へのフォローが必要。
- ・定期的なアンケート相談の実施。直接市教委に郵送できる用紙を個人に渡すなどどうか。
- ・小田原の特性を生かし、心豊かに生き、思いやりにあふれた社旗の構築をめざしてほしい。
- ・学校からあがった問題を真剣に受け止め、長期に調べる。教職員への研修の充実を図ってほしい。
- ・未然防止のための学習会（親・子・学校）の具体的なカリキュラムの指導を市が主導で行いながら（月に1回など）、学校で取組むことをもっと明確にすると良いのではないかと。
- ・地域が少年等との交流の機会を持つとともに、市は関係団体との連携を密にして情報を共有し、まとめ、良き方向に導く。
- ・ネット上での「いじめ」の早期発見のための組織（部署）が必要。

## 2 学校が実施する措置について

- ・子供の特徴をよく理解した担任が保護者との信頼関係をつくり、悩みに寄り添い、双方の話し合いにより他の機関に相談する前に解決してほしい。
- ・日頃から児童生徒との信頼関係の構築につとめ、相談しやすい環境をつくる。また、地域ぐるみの見守り体制を強めることは大いに有効だと思う。
- ・常に学校、家庭で話し易い、相談しやすい環境づくりができると良い。先生方も生徒の目線に立ち話し易い対応をお願いしたい。
- ・教師の「いじめ」「あそび」「からかい」の見極めとチームワークが必要。言葉は魔法であり、良くも悪くも言葉一つと言われるので言葉を大切にしてほしい。
- ・教室内では教師が目を配り、相談できる環境を作してほしい。教室外では、SNS等でのいじめの危機意識を児童・生徒に指導する必要性を感じる。
- ・担任だけでなく、組織的に関わり皆の問題としてとらえる。その中でも核となる人物が必要。責任を押し付けるのではなく、守り抜く強い気持ちを持つ人物が求められる。
- ・双方の意見の平等な聞きとりとその背景の調査をしっかりと。（いじめられた側だけでなく、いじめた側のことも聞く）
- ・日頃から悩みを持つ教師や多忙な面をフォローするため、退職された方や、教師をめざす者を積極的にボランティアとして受け入れていくのはどうか。
- ・いじめる側が圧倒的に多い。いじめられた側が登校できなくなり、いじめた側は変わらず登校、学習、部活では納得いかない。低学年から道徳教育を。
- ・親への教育、啓発、カウンセリング、講演などの機会を、学校PTAなどを通して増やす。
- ・学校での取組は大変だと思うが、法15～23条関係で家庭と連絡を取り早く解決の方向に進むよう願います。
- ・いじめを受けた児童生徒が気軽に相談できるよう取り組んでほしい。卒業生たちの体験談等を聞く機会を持つことも良い。
- ・アンケート調査の大切さ、相談しやすい環境整備、子供同士の自浄作用の育成
- ・どんな小さなSOSや状況変化もきちんと問題として取組み、地域、保護者への適切な呼びかけをお願いします。このくらいなら、あの子なら大丈夫というおごった考えは最も危険だと思います。
- ・「児童等へは、いじめを行ってはならないことをしっかりと教えます」という基本的な記載は必要ありませんか？

### ●「Ⅲ 重大事態への対処」について

- ・重大事態発生時の対応についての図では、市議会まで報告がいくのに何日かかってしまうのか。保護者としては、一刻も早く対処を望む。
- ・どんな小さなことでもその児童生徒にとっては重大であり、対応についての図式もありますが、速い対応を望みます。
- ・すみやかに被害児童生徒と加害児童生徒と周囲の児童生徒、保護者から情報収集を行い、その情報を学校にとどめることなく、関係機関と協働することが必要です。
- ・まず学校に調査組織が速やかに作られますことを望みます。
- ・まずは被害者の安全確保。その後加害関係者への聴き取り。隠ぺいすることなく、市教委→市長、県教育委員会等への連絡をすべきである。
- ・より迅速で柔軟な対応を望みます。被害者の事を第一に、そして加害者についても周りの子供たちについても最良の判断を、全ての関係部署が連携してすべきです。
- ・判断基準が難しいと思うが、①にある状態は遅すぎる状況だと思う。もっと早い段階で重大と捉えて対処すべきだと思う。
- ・いじめを受けた側の児童・生徒が欠席した場合、たとえ1日であっても軽く考えるべきではない。その欠席はぎりぎりのSOS発信である。
- ・重大事態とはどういう時点からなのか、各機関の認識がはっきりしているか不安である。重大事態と判断された場合は、当然すべての関係機関や関係者が徹底的に対処し、原因究明、事態解決に対処するということだと思います。
- ・大阪市同様に隔離対策が必要。

### ●「Ⅳ いじめ防止等を推進する体制」について

- ・マスコミ等の会見で、市や教育委員会、学校は「いじめの認識がなかった」という言い訳が見られるが、責任を逃れられないためには、市の責務、学校の責務、家庭の責務等の項目を入れてもよいのかもしれない。
- ・日常的に子どもたちに接する教員を中心に、生活を見守り、プライバシーに配慮しながら問題を隠さずに情報公開して、必要に応じて地域の人助けも借りる体制が望ましいと思う。
- ・組織も大切だが、子供を見守る目をもっと増やせるよう教育に予算をかけてもらいたい。教師の力量、行政の指導が問われる。
- ・学校現場に防止等の対策のための組織を常設するが、先生方の負担面も考慮しないと満足する活動ができなくなる恐れもあると思う。
- ・名士を集めるより識者（児童心理や行動学、犯罪心理学、教師、警察）等で熱意のある人で構成された組織が望ましい。
- ・子供と保護者ばかりに目をむけるのではなく、現場の教師間の雰囲気や教師が相談できる機関も大切だと思う。
- ・先生に求められることとして、授業面よりも人間育成の割合が増えてきているのでは。基本的には、学校の責任を問うより先に、家庭の責任が大きいということを親が自覚するべきだと思う。
- ・いじめ問題対策連絡協議会はどのような人選か、どう機能するのか、既存の育成団体との違い等をはっきりさせ、税金の無駄使いが無いようにしてほしい。
- ・「連絡協議会」の役割に「いじめに関する地域の状況や課題」と挙げられています。このようなところで、近隣の地域で起こった重大事態発生という現実（大変悲しい出来事であったが）から多くを学び、小田原市でも教訓として生かせるものを汲み取りたい。
- ・いじめに関しては、やはり学校で行われ広がっていく確率が高いと思います。そこで、学校内でのいじめ防止啓発体制が必要だと思います。その活動は、各機関、保護者、地域など広い視野で対策を整えるべきだと思います。

- ・各種団体には専門知識を持つ人がいると思うので、推薦・人選し「協議会」を設置した方が良い。

## ●「その他」のご意見

- ・業務に追われ忙しいと思うが、学校では教職員の共通認識と理解を徹底し、子供たちが自己有用感を持って生活できるようお願いしたい。
- ・皆で協力して「命を守る小田原」にしたいと思います。全市民が「安心して住みやすい街おだわら」になると良いと思います。
- ・「いのちを大切に作る小田原」の実現を目指す理念、未来を担う子供たちのためにがんばってください。
- ・「いのちを大切に作る小田原」の実現に取り組んでいる学校現場、行政に感謝しています。将来を担う子供たちのため宜しくお願いします。
- ・小田原独自の教育的な配慮、教育予算を考えてほしい。教育の格差は「いじめ」さらに「不登校」「非行」の一因ともなる。また、現在の「放課後児童クラブ」「マロニエ教室」等の在り方についても検討していく時期ではないか。
- ・最近の佐世保の事件からも、小さいときに少しでも注意すべきことがあれば見逃さない努力をした。い。（学校、保護者、地域との連携を密に）
- ・方針の策定で、いじめ問題の未然防止、早期発見、被害者の安全確保、問題への取組方等が明確になったと理解しました。
- ・子供たちが学校以外にも目を向けられるよう、社会との関わり方も学んでいけるように地域が協力できることを考慮していただきたいと思います。部活に熱中できる生徒より、居場所のない子どもたちが多いたと思います。そんな子どもたちが集まれるようなコミュニティ施設が必要と感じます。
- ・いじめをせざる得ないところへおいこまれて歪んでいる加害者の精神面をいかに周囲がケアできるかだと考える。人をいじめてはダメと伝え、自分自身を卑下しないよう温かく育てる土壌が必要。被害者の家族にも同様に第三者の助言等が継続的に必要である。問題は双方にある。
- ・小田原市でもできれば子ども向けの解説を作成して活用してもらえたらと願います。
- ・いじめの未然防止のため、「親御さんへの研修会」の開催はどうか。親としての一つの共通認識のよなものを持つことで長期的な目で防止につながる。
- ・いじめへの指導時間の過多で、本来行うべき授業時間を減らすことがないよう気を付けていただきたい。
- ・この方針は、学校に入ってからへの対応が主であると感じたが、いじめをなくすには、入学前の親子関係や子ども同士、保護者同士の関係が大きい。乳幼児健診のなかに、心の部分を取り入れたり、保育園や幼稚園での子どもと親の心の成長の援助ができると良い。（入学前の6年間を大切に）
- ・小学校と中学校で同じ対応策で良いわけがないと思っている。基本は同じだとしても、加害者に対して特に注意を払って対応しなければいけない。自我の目覚めや発達段階、コミュニケーション能力も異なる。親と子の関わり方も異なってきているはずなので、そのあたりを考慮されたい。
- ・いじめをはじめ、すべてのことを他人事ではなく自他不二としてとらえる基盤を持てるよう、講演会や勉強会を持ち、意図的に親子で、保護者同士で、先生と保護者で話し合う時間を持つことが大切である。
- ・学校側だけが頑張ってもあまり意味をなさない。また、偏った親の考えだけで育つのも危険である。親と学校がどのように共通認識を持とうとするのかをカリキュラム化させなければ、力のある先生のいる学校のみが救われたり、あるいは思いつきのような突発的な取組みにしかならない。
- ・1対多数になってしまうことが大きな問題である。それを無くすためにも、周りで傍観していたり、自分がいじめられることを恐れていじめる側にまわったり、というところへの啓発活動や、大人のアドバイスが非常に大切だと思います。
- ・今の時代、見逃せないのがネット上でのいじめだと思います。顔の見えない分、行動に拍車がかか



ります。ネットの正しい使用法はもちろんですが、幼児の時から戸外で空気や自然を感じながら、土や木々や季節の花などのふれあい遊びを推進させることもいじめ防止対策の一つではないでしょうか。

- ・人間の本能、家庭環境、親の責任等、一言では解決されない諸々の事情で起きる「いじめ問題」だが、今回の基本方針、施策、措置、大いに期待致しております。
- ・厚木市で起きた5歳児放置事案に見られるように、各所でチェック工程があるにも関わらず起こってしまうのは、責任体制ができていないためと思われる。この点を議論してほしい。
- ・すでに策定済みの市内各小・中学校の方針との整合性を図っておく必要があると思います。
- ・素案は市内公立の小・中学生を対象とした内容と受け取ったが、行政として見た場合、地域内にあ  
る私学や高校に対しての方針がうたわれていても良いのではと考えます。
- ・大阪市長の案を参考に当市も取り入れてください。

#### パブリックコメント期間中のご意見

- ・個人的に人権問題などに関して勉強しているものです。ユースフォーヒューマンライツの人権に関わる子ども用の教育ビデオを取り寄せて見ましたが、いじめや虐待など子どもたちでも大変に見やすく、理解しやすいものであることに感心しました。昨今のいじめは人権に関わるものも多いので、是非活用してみたら良いのではないかと思います。どちらかという、いじめ予防に役立つものとして有効ではないかと思います。



## いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

## いじめ防止対策推進法

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童

等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

#### (国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

### (いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第三章 基本的施策

### (学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該

学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等につい

ていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### (校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### (出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### (学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

### 第五章 重大事態への対処

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑



いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学

校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指

導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

### (学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

### (高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

### (検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

## 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 問い合わせ先

初等中等教育局児童生徒課（初等中等教育局児童生徒課）



# 芝居屋朗読劇

観る朗読、聴く演劇の世界

## 鳥

原作：安房直子  
脚本：金子理佳子

## 聖夜の流れ星

脚本：金子理佳子

## 雪窓

原作：安房直子  
脚本：岸井初美

〈キャスト〉

大畑 久子

金子 豊

金子 理佳子

川口 修

岸井 初美

高村 和華奈

☆客演

小泉 協司

齋藤 はる菜

塩澤 久美子

土屋 久美子

西浦 伸

「その三角のぶるぶるしたやつ、下さい！」

ある年の冬、  
おやじさんの屋台には  
変わったお客がありました。

2014年12月6日(土)・7日(日)

15:30開演 15:15開場

小田原市立かもめ図書館  
視聴覚ホール

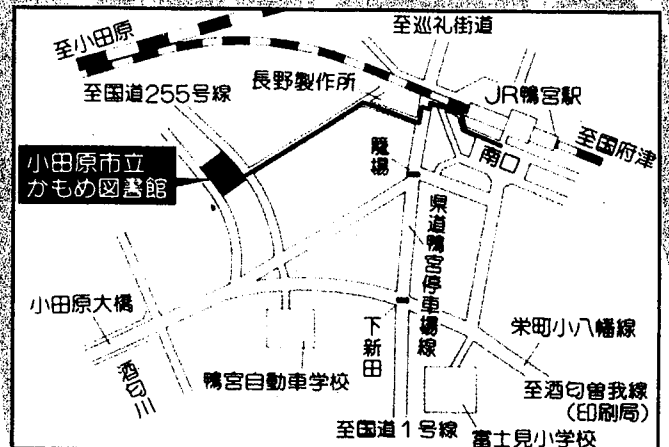
主催：小田原市文化部図書館

入場無料

※事前にお電話にてお申込みください。

受付開始：11月15日(土)午前9時  
TEL：0465-49-7800(かもめ図書館)  
定員：各日100名(申込先着順)

※ご来場はできるだけ  
公共交通機関をご利用ください。  
駐車場の台数に限りがあります。  
(近隣にパーキングはありません)



お問い合わせ先：  
shibaiya\_s2006@yahoo.co.jp (芝居屋)